

改正大気汚染防止法が施行されます

水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律及び関連する政省令等が交付され、平成30年4月1日に施行されます。

規制対象となる施設の設置者は準備が必要です。

対象施設

- 水銀排出施設
石炭火力発電所、産業用石炭燃焼ボイラー、非鉄金属（銅、鉛、亜鉛及び工業鉄）製造施設、セメントクリンカー製造設備、廃棄物焼却設備等
- 要排出抑制施設
製鉄の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、製鋼の用に供する電気炉

届出義務

- 施行日の時点で、既に水銀排出施設を設置している場合（設置工事に着手している場合を含む。）、平成30年4月1日から30日までの期間に、使用の届出が必要です。
- 施行日以降に水銀排出施設を設置する場合、又は水銀排出施設の構造・使用方法・処理方法を変更する場合、工事着手の60日前までに届出が必要です。
- 施行日以降に届出者の氏名・住所等の変更、施設の廃止、施設の継承があった場合、その日から30日以内に届出が必要です。

排出基準の遵守義務

- 対象施設について、排出基準が設けられます。

経過措置

- 既存施設について、排出基準に適合させるための大幅な改修を行う場合は、基準の遵守が最大で2年間猶予されます。
- 排出基準の猶予期間中も、届出や排出ガスの測定は行わなければなりません。

排出ガスの測定義務

- 対象施設について、排出ガス中の全水銀（ガス状及び粒子状）を測定し、その結果を記録し、3年間保存しなければなりません。
- 測定方法：環境大臣が定める方法（平成28年環境省告示第94号）
- 測定頻度：

排出ガス量が4万Nm ³ /時以上の施設	4ヶ月に1回以上
排出ガス量が4万Nm ³ /時未満の施設	6ヶ月に1回以上
専ら銅・鉛・亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年1回以上
専ら廃鉛蓄電池・廃はんだを原料とする溶解炉	年1回以上

【問い合わせ先】

※平成30年3月31日までの問い合わせ先です。

	問い合わせ先	電話
東部地区	東部生活環境事務所 環境・循環推進課	0857-20-3671 3672
中部地区	中部総合事務所生活環境局 環境・循環推進課	0858-23-3279 3150
西部地区	西部総合事務所 環境・循環推進課	0859-31-9322 9350
	県庁 水・大気環境課	0857-26-7206

【参考】 ※法改正に関する情報は、以下の環境省ホームページに掲載されています。
http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html